

市議会だより



脇本保育園入園式にて

16	12	9	8	7	6	5	2	3
日	日	日	日	日	日	日	日	月

本会議 (表決)	予算特別委員会	常任委員会・分科会	予算特別委員会	本会議 (議案上程)	本会議 (一般質問)	予算特別委員会	本会議 (議案質疑)	3月定例会審議日程
-------------	---------	-----------	---------	---------------	---------------	---------	---------------	-----------

◆ 3月定例会審議日程 ◆

記事内容

3月定例会から	P 2
男鹿市議会基本条例等調査特別委員会	P 3
一般質問	P 4～P 7
議案質疑	P 8
予算特別委員会	P 8～P 9
常任委員会	P 10
修正案・討論	P 11
男鹿市議会基本条例	P 12～P 15
編集後記・陳情等	P 16

平成24年度新規事業 活発な議論

総合運動公園多目的広場改修事業

議会への説明不足 陳謝!!

3月
定例会

●平成24年度一般会計予算
定例会初日に渡部市長が、
新年度の市政運営に対する所
信と主な施策・事業について
述べられ、財政の健全性の確
保を基本方針としながら、市
民生活に直結する事業に予算
を充てることとし、平成24年
度一般会計予算の総額を前年
度対比1億2200万円減の
164億1000万円として
います。

このうち、全市民が対象と
なる町内会交付金制度が新た
に創設され、自主防災活動事
業・地域環境整備事業・地域
文化継承事業に取り組む町内
会に支援していくこととして
います。また、単独での事業
が困難な町内会については、
近隣町内会で連携し事業を行
つた場合にも、本制度の対象
となるものです。

平成24年3月定例会は、2月28日に招集され、16日までの18日間の会期で開かれました。定例会初日には、議会案として男鹿市議会基本条例及び男鹿市議員政治倫理条例の制定についてを上程し可決しました。また、平成24年度男鹿市一般会計予算や男鹿市介護保険条例の一部改正など43議案が市長から提案され、審議の結果、すべて可決・承認しました。
最終日には、教育委員会委員の任命について同意したほか、議会案3件を可決し閉会しました。

●平成24年度一般会計予算

●総合運動公園多目的広場
改修事業必要か

本事業については、公式な競技場の広さを確保するとともに、全面を人工芝に改修し、あらゆる市民スポーツに幅広く活用していただきほか、各種競技大会及び合宿誘致につなげるための事業として、3億9480万円を当初予算に計上しました。しかし、男鹿市

総合計画後期基本計画に位置づけられておらず、多額な経費を要することや、突発的な提案であることなど、理由から、予算を取り下げるべきとの意見があり、市長が定例会最終日の予算特別委員会において説明不足を陳謝しました。

2月24日、椿を市町村の花に指定している全国17の自治体首長や日本ツバキ協会に所属する愛好者などが参加した全国椿サミット協議会総会において、本市が平成26年度の第25回全国椿サミット開催地に内定したもので、椿の情報交換と交流を通じ、地域活性化を図るとするものです。

改めて日本北限の椿であることを市民が再認識し、全国に発信できることを期待したい。

●船川南小学校の男鹿南中学校への移転問題
教育委員会は、船川南小学

校校舎棟の耐震診断結果を踏まえ、男鹿南中学校（平成4年4月竣工）の空き教室を活

用するし、改修費として16200万円を当初予算に計上しましたが、市PTA連合会長他2名から「船川南小学校の耐震補強を求める陳情書」の提出を受け、所管である教育厚生委員会では、3月8日に現地調査し、状況把握に努めたものです。また、最終日の予算特別委員会で船川南小学校では、24年度から複式学級が予想されることや、船川第一小学校との統合等の議論も含め、審査経過が報告されました。

教育委員会では、PTA関係者や学校側に十分説明することとし、理解を得た上で予算執行するとしています。

●椿サミット本市での開催内定
2月24日、椿を市町村の花に指定している全国17の自治体首長や日本ツバキ協会に所属する愛好者などが参加した全国椿サミット協議会総会において、本市が平成26年度の第25回全国椿サミット開催地に内定したもので、椿の情報交換と交流を通じ、地域活性化を図るとするものです。

改めて日本北限の椿であることを市民が再認識し、全国に発信できることを期待したい。

●教育委員会委員の任命
山本貴紀（北浦） 他6件

●光通信網整備工事請負契約の変更
(議員提出議案)

●男鹿市議会基本条例の制定
男鹿市議会議員政治倫理条例の制定

●意見書案3件

可決した主な議案

●専決処分

●一般会計補正予算
(第7号・第8号)

●介護保険特別会計予算 (第4号)

●男鹿みなど市民病院事業会計予算 (第2号) 他5件

●男鹿市市税条例の一部改正
(条例)

●男鹿市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部改正

●男鹿市介護保険条例の一部改正

●男鹿市単独子育て市営住宅条例の一部改正 他10件

●一般会計予算 他10件

●(その他)

●光通信網整備工事請負契約の変更

●教育委員会委員の任命
山本貴紀（北浦） 他6件

●(議員提出議案)

●男鹿市議会基本条例の制定
男鹿市議会議員政治倫理条例の制定

●意見書案3件

男鹿市議会基本条例等 調査特別委員会

今定例会初日に、地方分権一括法施行以来
地方議会の果たす役割及び責任の重要性が増
大していることに対応し、議会基本条例制定
に関する調査と政治倫理、その他議会改革に
関する調査を目的に、昨年6月定例会で設置
された議会基本条例等調査特別委員会から委
員長報告がありました。報告された中から、
その要旨を掲載しました。

男鹿市議会基本条例等 調査特別委員会委員

彦三勝勝昭郎誠通志
文謙富信巳次利寛
井田山谷田藤藤浦野
土中畠米蓬佐佐三高

男鹿市議会基本条例案に二
いては、前文と10章21条から
なつており、策定にあたつて
は、「議会は、地方自治法の
範囲内において、議会及び議
員の活動原則等を定めるとと
もに、市長その他の執行機関
及び市民との関係を明らかに
し、市民の信託に全力で応え
ていく」との条例の理念を定
め、これを踏まえ、「議会及
び議員の活動原則等を定め、
議会の機関である議会の役

見の交換を行う場の一として、議会報告会を実施すること。
②一般質問は、市政の課題に関する論点や争点を明確にするため、一問一答方式で行うことができる。③市長等は、質問をした議員に対して、その論点を整理すること。
行政が重要な政策を提案する場合、五つの条件を示すことを求め、政策の公正・透明性の確保と議会審議での論点の

本特別委員会では、議会の最高規範となる議会基本条例の作成を担う責務を委員一人ひとりが重く受け止め、10回の委員会での積極的な討議の条例素案への市民意見の募集と住民説明会の開催、市当局との意見交換、2回の議会全員協議会の開催及び先進地視察等により調査・審査を重ねてまいりました。

割を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、市民の信託に的確に応え、もつて市民福祉の向上及び市勢の発展に寄与すること」を条例の目的とし、議会改革に向けた実効性と継続性のある条例案の作成に努めました。

明確化を図ること。**(5) 各議員**の議案に対する賛否を市民に公表し、議員活動に対しても市民の評価が的確になされるような情報の提供に努めること。**(6) 議員の地位に基づく影響力の不正な行使を防止するものとし、政治倫理基準等に関して条例で定めること。**など別の事項についてです。

の不正行為の禁止。②地位を利用しての不正な影響力の行使、金品の授受の禁止。③車の許認可または請負契約に係る不正な影響力行使の禁止。④政治的、道義的批判を受けたおそれのある寄附の受領禁止。⑤市職員人事への介入禁止。⑥疑惑当事者となつたときの説明責任の義務。などについて規定しています。

とから、今後、議会運営委員会等でご協議いただくこととしています。

最後に、市民の皆様には、パブリックコメント、住民説明会にご参加ください、貴重なご意見・ご提言をいただきまして心からお礼を申し上げますとともに、各位のご協力に感謝を申し上げまして委員長報告いたします。

し、決算特別委員会の審査については、一般会計決算と各特別会計決算を分割審査することとし、質疑時間はそれぞれ30分以内で、質疑回数を制限しないこととしています。

以上が、調査・審査結果の概要ですが、本報告書に係る具体的運用については、さらには協議していく必要があること



住民説明会

般質問



佐藤 誠議員

防災に対する

取組みについて

質 ①想定している津波の到達予測時間について
②避難ビルの使用に対する時間などの制限及び避難路確保について
③観光客や外国の方々など土地勘のない人を避難誘導する対策について

答 ①現在の地域防災計画に

よれば津波到着時間は入道岐赤島で地震発生から9分後戸賀港で15分後、船川港で27分後、船越前野で33分後となりますが、県では計画見直し中であり、今後変更の可能性もあります。

②オガルベは、建物内の階段を利用するため、営業時間以外や夜間は、市で鍵を開ける

ま作成され、今定例会直前の
2月中旬に、初めて保護者等
に対し説明があつたと聞いた。
統合問題とは切り離した一時
的避難措置としているが、期
間が示されていないほか、小
中学校が一緒になることへの
懸念も解消されず、このまま
進めるのは問題ではないか。

質 第4期事業計画では、県内で最も高い保険料で、決算は毎年度黒字である。第5期事業計画では、介護保険財政調整基金を取り崩すことが可能であることから引き上げるべきではないと考える。今回 の改定では、要支援1及び2



安田健次郎議員

介護保険について

学校の耐震診断計画と対応について

こととなります。船越地区の清水組社屋は、屋上への防護柵完成後は外階段を利用し、常時避難可能となります。避難路確保については、自主防災組織で確認していただき、公共施設などに支障があつた場合は個別に対応します。

③各地に避難場所案内看板を設置していますが、新たに設置する場合は、観光客や外国人に配慮してまいります。

ご理解いただくための説明と
いう面では、反省すべき点が
多々あると思っています。統
合問題とは別であると説明し
たのは、降雪期の安全確保が
最優先と考えたからであり、
統合問題は改めてじっくりと
議論すべきと思っています。
ただ、この案しかないという
ことではなく、今後保護者や
学校関係者と協議しながら、
いい方向を探っていきたい。

なまはげ行事について

質 最近は、なまはげも観光けにならないか

そのための出番が多くなった。本来、地域のなまはげ行事があつての柴灯まつりであり、なまはげ太鼓であると思う。なまはげのなり手も不足しているが、今は玄関先でしか迎えてもらえない家も多くなり伝統が失われつつある。市長自ら、地元で面をかぶつて、「福」を与えて回るくらいのアピールが必要ではないか。また、大晦日の市役所前のイベントが、市職員にとつて地元のなまはげ行事の準備の妨げになるようでは本末転倒ではないか。

●【その他の質問事項】

●市公共交通総合連携計画について

要支援者へのサービスについては、4月から配食・見守りなどのサービスが地域支援事業の選択肢として導入されますが、事業運営等の詳細が、まだ具体的に示されていないことから、現段階では導入を検討できる状況ではありません。医療行為については、24年度から一定の研修を受けた介護職員が痰の吸引等行えることになり、実施にあたつては事業所の責任で行いますが、安全を確保していくため地域密着型事業所については、市で指導してまいります。

答 介護保険財政調整基金の取り崩し等により、保険料の抑制を図りましたが、介護報酬改定による増、第1号被保険者の増加に伴う負担割合の増などで、137円増の月額5208円となつたものです

②オガルベは、建物内の階段を利用するために、営業時間以外や夜間は、市で鍵を開ける

総合問題とは切り離した一時的避難措置としているが、期間が示されていないほか、小中学校が一緒になることへの懸念も解消されず、このまま進めるのは問題ではないか。

質 第4期事業計画では、県内で最も高い保険料で、決算は毎年度黒字である。第5期事業計画では、介護保険財政調整基金を取り崩すことが可能であることから引き上げるべきではないと考える。今回 の改定では、要支援1及び2

答　昨年は148地区中72地

一般質問

男鹿市議会だより

No.31 24.5.1



旧払戸中学校

質 耐震診断の結果、払戸小学校校舎・体育館は危険な状況で、旧払戸中学校校舎を改修し、移転するとのことだが、一時的な避難なのか、将来的に使用すると受け止めていいのか。また、改修工事の具體的内容や財源、使用が可能となる時期、さらには、PTA関係者との協議や将来の統廃合の議論はされているのか伺います。

拠戸小学校の 移転・改修について

R等で実施する様々なキャンペーンに合わせ誘客を図るとともに、来年度開催予定の海フェスティにおいても様々なイベントを実施し、交流人口の増加に努めます。

答宿泊が期待される東北規模以上のスポーツ大会や合宿

の資質が問われている問題であります。このまま、約4億円の事業を進めることが出来るのか伺います。

質 市長は「平成24年度予算編成にあたっては、財政の健全化を基本方針」とし、総合計画に掲げる諸施策を推進していくまいりたい」と答弁していくまです。総合運動公園は、男鹿市総合計画に位置づけされていいる都市公園ですが、多くの目的広場改修事業は総合計画にも過疎計画にも計画されおりません。私を含めて議会

男鹿総合運動公園多目的 広場改修事業について

A black and white portrait of Ichiro Mieda, a man with glasses and a suit, speaking into a microphone.

答 扱戸小学校の移転・改修は、耐震診断結果で改築的な工事が必要との報告であつたことから、距離的に近く、耐震強度を有する旧扱戸中学校への移転を計画したものであります。扱戸小学校は、次の降雪期ま

対象工事費を50万円以上から
30万円以上に引き下げ、より
多くの方にご利用いただけた

答 ①地域経済の活性化を図り雇用の維持拡大につなげるため、平成24年度の投資的経費は、18億483万円を予算措置したものです。

②住宅リフオーム助成事業の一般対象工事補助率が20%から10%に下がった。何か問題があつて補助率を下がたのか伺います。

ドを備えていることが必要要件であることから、多目的広場の改修を計画したもので

での移転を考えており、財源は教育施設整備基金を予定しています。主な改修内容は、小学生の学習環境を整えるため、教室やトイレ、階段改修のほか、暖房設備や屋根など の改修を予定しています。この誘致を図るために、同一敷地内に複数の公式グラウンド

答 ①雨水事業完成により、従来よりも雨水の流下がスムーズになることから、保量川上流については、今後の状況を見極めてまいります。

どの様な協議がなされているのか伺います。

③男鹿中杉下地区は大雨のた
びに滝川河川が氾濫し、家屋
の床下浸水、道路の冠水が発
生している。これを早期に解
決するため杉下町内会との合
意形成を図る場を設けていた
だきたい。また、防衛省とは

質 ①船川地区保量川の雨水事業が完了した後、保量川上流についてどの様に考えていくのか伺います。

②船越第5排水区域が拡大されたと伺ったが、どの範囲が拡大され、いつ頃工事に着手されるのか伺います。

防災対策について

入院・外来及び小学生の入院について助成するほか、自己負担上限の1000円についても、市独自に助成するものです。

た県の所得制限により対象外となつた世帯の未就学児の

質 子ども医療費助成を実施するにあたり、市の取り組みについて伺います。

子どもの医療費助成について

③ 滝川河川の被災者等との意見協議については、この後協議の場を設けます。防衛省とは、全体事業費が当初の約1・7倍約23億1800万円となるが、事業計画期間は平成31年度までとして協議済みです。

②船越出張所裏の遊水池から
の上流部（荒町側）を排水区
域に取り込み、平成24年度中
に工事着手する予定です。

及び教職員へ説明しています。近隣小学校において複式学級の出現が予想されることや、耐震診断結果も踏まえ、総合的に検討してまいります。

質疑 光通信網整備事業
普及と効果はどうか

光通信網が本市においても整備され使用可能となつた中で、その利用状況について、また、光通信の役割が今後大きく期待されるが、市としてどう活かしていくかとし

てお問い合わせです。

答 本市で整備している箇所の普及率は、野石地区13.5%、入道崎地区5.8%、五里合地区10.5%、椿地区12.6%、戸賀地区33%となっています。NTTで整備した北浦地区では10%、若美地区12%と総体的に低い数字ですが、現在も接続工事を進めている状況です。

佐藤巳次郎
三浦利通

質疑議員

議案質疑

①本府と支所、出張所間の行政情報システムがスマート化になる。②市の施設の電話を光電話に切り替える。③学校や観光ブログ等の配信にも高画質が得られる。④ハザードマップや避難場所等、防災関係などの情報をインターネットで公開できる。⑤県と市を結ぶ防災システムの活用。⑥IT関連事業者の進出を進めていきたいと考えています。

夕陽温泉WAO指定管理料
(灯油高騰)の増額は妥当か

T関連事業者の進出を進めていきたいと考えています。

質疑 光通信網が本市においても整備され使用可能となつた中で、その利用状況について、また、光通信の役割が今後大きく期待されるが、市としてどう活かしていくかとし

てお問い合わせです。

答 光熱費や燃料費は、過去3年間の平均をもとに積算していますが、灯油単価のアップで470万円の追加となり、現在の企業努力ではカバーできない状況です。また、基本協定書において賃金、物

当と認めるときは、管理料の変更ができることとされています。これから増額するものです。

第5期介護保険事業計画
保険料の引下げ可能では

提案がされているが、市の予算案に基づいて伺いました。介護保険特別会計の財政調整基金を取り崩して、保険料の負担軽減に充てているが、まだ2000万円以上の基金がある。また、23年度の決算見込みによる黒字分を保険料の軽減に充てていない。例えば、今回の補正予算では保険給付費が2億2800万円と大幅に減額されている。これによつて4000万円以上の剩余金が見込めるなど、保険料の引き上げではなく引き下げが可能ではないか。

答 基金残額約2000万円と、現段階で平成23年度決算見込みにおいて2000万円の剩余金が出ると推定していますが、ショートステイが新年度の主な投資的事業としては、●新たな難視対策事業共聴施設整備工事7977万9000円●滝川河川改修事業3億671万9000円●総合運動公園多目的広場修事業3億9480万円●住宅リフォーム助成事業費補助金5000万円●多目的広場高麗芝移植工事1050万円●津波時避難路等整備工事7

今定例会において、全議員で構成する予算特別委員会に付託された各会計の平成23年度補正予算及び平成24年度当初予算について審査し、いずれも原案のとおり可決・承認すべきものと決しました。

予算特別会員

今定例会において、全議員で構成する予算特別委員会に付託された各会計の平成23年度補正予算及び平成24年度当初予算について審査し、いずれも原案のとおり可決・承認すべきものと決しました。

一般会計当初予算の概要と委員会で質疑された中から主なものを取り上げ、その要旨を掲載しました。

00万円●避難場所等表示看板整備工事957万円●男鹿南中学校施設改修工事120万円●男鹿東中学校グラウンド整備事業1134万円などを措置したものです。

「海フェスタ推進室」を設置

質疑 海フェスタ開催に伴う議会に対する意思確認とあわせ、事業目的、事業費の積算、誘客数見込み及び経済効果について伺います。

答 3月中に国へ申請書を提出する予定としています。国からは、口頭で内定を受けていますが、議会に對しては、開催決定通知を受けた後、具体的な内容について提示したいと考えています。

事業目的としては、「教育・観光・環境」はもちろん、特に「防災」を一つの大きなテーマとして、海を通した様々な事業を展開し開催する予定

予算特別委員会

男鹿市議会だより

No.31 24.5.1

質疑 総合運動公園多目的広場改修事業において、総合計画及び過疎計画に位置づけられていらない事業を実施する」ととした経緯について伺います。

多目的広場改修の必要性は

事業の開催に伴い、24年度は「船川港記念事業推進室」を「海フェスタ推進室」に名称を改め、職員数も増員しながら事業を推進したいと考えています。

事業費の積算については、正式に開催決定通知を受けていないことから、現時点では積算することはできませんが、他市での開催状況をみると、事業費は概算で総額1億円から1億2000万円と伺っています。また、誘客数については、

他市の実績で約70万人、経済波及効果は50数億円と伺っていますが、誘客数見込み及び具体的に試算していただく予定としています。



総合運動公園多目的広場

としています。その中で本市の情報を全国に発信することで集客が見込まれ、結果として地域経済の活性化につながると考えています。また、本事業の開催に伴い、24年度は事業を改め、職員数も増員しながら事業を推進したいと考えています。

答 交流人口拡大のためには、まずは男鹿に来ていただることが重要で、宿泊客を増やすことが必要で、宿泊客を増やすとともに、長期滞在の方を増やすという段階を踏む必要があると考えています。

また、大規模な各種大会を開催するためには、同一敷地内に複数の公式グラウンドを備え持つことが求められています。これまで、各種大会の誘致や合宿をお願いしてきた中で、いろんな方々からご指摘を受けており、多目的広場を改修することで、各種大会の開催や合宿を誘致するための最低条件はクリアできると考えたものです。さらに、幅広く市民の方々からも施設を利用していくことで、福祉対策や健康対策につながることから、現状よりも利用度をはるかに上げるために整

質疑 総合運動公園多目的広場改修事業において、総合計画及び過疎計画に位置づけられていらない事業を実施する」ととした経緯について伺います。

事業費の積算については、正式に開催決定通知を受けていないことから、現時点では積算することはできませんが、他市での開催状況をみると、事業費は概算で総額1億円から1億2000万円と伺っています。また、誘客数については、

他市の実績で約70万人、経渋波及効果は50数億円と伺っていますが、誘客数見込み及び具体的に試算していただく予定としています。

本市の課題である景気・雇用対策のため、喫緊に対応する必要があると判断し、今定例開催するためには、同一敷地内に複数の公式グラウンドを備え持つことが求められています。これまで、各種大会の誘致や合宿をお願いしてきた中で、いろんな方々からご指摘を受けており、多目的広場を改修することで、各種大会の開催や合宿を誘致するための最低条件はクリアできると考えたものです。さらに、幅広く市民の方々からも施設を利用していくことで、福祉対策や健康対策につながることから、現状よりも利用度をはるかに上げるために整

質疑 総合運動公園多目的広場改修事業において、総合計画及び過疎計画に位置づけられていらない事業を実施する」ととした経緯について伺います。

事業費の積算については、正式に開催決定通知を受けていないことから、現時点では積算することはできませんが、他市での開催状況をみると、事業費は概算で総額1億円から1億2000万円と伺っています。また、誘客数については、

他市の実績で約70万人、経渋波及効果は50数億円と伺っていますが、誘客数見込み及び具体的に試算していただく予定としています。

本市の課題である景気・雇用対策のため、喫緊に対応する必要があると判断し、今定例開催するためには、同一敷地内に複数の公式グラウンドを備え持つことが求められています。これまで、各種大会の誘致や合宿をお願いしてきた中で、いろんな方々からご指摘を受けており、多目的広場を改修することで、各種大会の開催や合宿を誘致するための最低条件はクリアできると考えたものです。さらに、幅広く市民の方々からも施設を利用していくことで、福祉対策や健康対策につながることから、現状よりも利用度をはるかに上げるために整



根木浄水場

質疑 総合運動公園多目的広場改修事業において、総合計画及び過疎計画に位置づけられていらない事業を実施する」ととした経緯について伺います。

事業費の積算については、正式に開催決定通知を受けていないことから、現時点では積算することはできませんが、他市での開催状況をみると、事業費は概算で総額1億円から1億2000万円と伺っています。また、誘客数については、

他市の実績で約70万人、経渋波及効果は50数億円と伺っていますが、誘客数見込み及び具体的に試算していただく予定としています。

本市の課題である景気・雇用対策のため、喫緊に対応する必要があると判断し、今定例開催するためには、同一敷地内に複数の公式グラウンドを備え持つことが求められています。これまで、各種大会の誘致や合宿をお願いしてきた中で、いろんな方々からご指摘を受けており、多目的広場を改修することで、各種大会の開催や合宿を誘致するための最低条件はクリアできると考えたものです。さらに、幅広く市民の方々からも施設を利用していくことで、福祉対策や健康対策につながることから、現状よりも利用度をはるかに上げるために整

質疑 総合運動公園多目的広場改修事業において、総合計画及び過疎計画に位置づけられていらない事業を実施する」ととした経緯について伺います。

事業費の積算については、正式に開催決定通知を受けていないことから、現時点では積算することはできませんが、他市での開催状況をみると、事業費は概算で総額1億円から1億2000万円と伺っています。また、誘客数については、

他市の実績で約70万人、経渋波及効果は50数億円と伺っていますが、誘客数見込み及び具体的に試算していただく予定としています。

本市の課題である景気・雇用対策のため、喫緊に対応する必要があると判断し、今定例開催するためには、同一敷地内に複数の公式グラウンドを備え持つことが求められています。これまで、各種大会の誘致や合宿をお願いしてきた中で、いろんな方々からご指摘を受けており、多目的広場を改修することで、各種大会の開催や合宿を誘致するための最低条件はクリアできると考えたものです。さらに、幅広く市民の方々からも施設を利用していくことで、福祉対策や健康対策につながることから、現状よりも利用度をはるかに上げるために整

質疑 総合運動公園多目的広場改修事業において、総合計画及び過疎計画に位置づけられていらない事業を実施する」ととした経緯について伺います。

事業費の積算については、正式に開催決定通知を受けていないことから、現時点では積算することはできませんが、他市での開催状況をみると、事業費は概算で総額1億円から1億2000万円と伺っています。また、誘客数については、

他市の実績で約70万人、経渋波及効果は50数億円と伺っていますが、誘客数見込み及び具体的に試算していただく予定としています。

本市の課題である景気・雇用対策のため、喫緊に対応する必要があると判断し、今定例開催するためには、同一敷地内に複数の公式グラウンドを備え持つことが求められています。これまで、各種大会の誘致や合宿をお願いしてきた中で、いろんな方々からご指摘を受けており、多目的広場を改修することで、各種大会の開催や合宿を誘致するための最低条件はクリアできると考えたものです。さらに、幅広く市民の方々からも施設を利用していくことで、福祉対策や健康対策につながることから、現状よりも利用度をはるかに上げるために整

委員会

● 分科会の動き

当初予算

- 市総合計画と新規事業予算計上の整合性を問う

各常任委員会・分科会は、付託議案と所管の予算案等を審査し付託議案については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

質疑のあった主な事項は、次のとおりです。

総務

補正予算

質疑 指定管理料の債務負担変更の考え方について伺います。

答 夕陽温泉WA/O及び若美かんぼの里コテージ村の指定管理については、株式会社結しております。指定管理料については、年度ごとに定める協定において規定しているものですが、特別な事情がある場合には変更できることとされています。

このたびの債務負担行為の補正については、燃料費の購入単価アップによる指定管理料470万円の増額補正にあわせて、予算限度額として措置するものです。

教育厚生

- 船川南小学校の耐震補強を求める陳情書

本陳情書に対する委員からの意見等としては、①保護者からが不安を感じている階段の手すり、体育館や特別教室の使用方法、運動会等各種行事の開催方法など、細かい部分についても十分検討し、保護者が不満を抱いています。また、教育長からは、船川南小学校児童の安全確保に重点を置き、本計画を提案しましたが、男鹿南中学校保護者の方々への配慮不足や、両校保護者の皆様に対し、計画内容等考え方をお伝えするタイミングが遅かったことに、当該事業について説明しておらず、保護者等に対する周知方法や計画を進める手順など、配慮を欠いた部分については十分反省していただき、今後は慎重に進めていただきたいなどの意見等があります。

教育厚生委員会としては、陳情書の趣旨については、保護者等の心情を考慮すれば十分気持ちは理解できるが、現実的に船川南小学校の一部耐震補強工事は困難である。こ

がそこまでたどり着くことは困難であると感じたもので、現実的に陳情書の趣旨に沿った実現には無理があるのではないかと考える。教育委員会としても、保護者等に対する周知方法や計画を進めた。た。

震が発生した場合、児童たちが渡り廊下の耐震補強については、実際に震度6強の地震が発生した場合、児童たちがそこまでたどり着くことは困難であると感じたもので、現実的に陳情書の趣旨に沿った実現には無理があるのではないかと考える。教育委員会としては、保護者等に対する周知方法や計画を進めた。

大会を誘致して交流人口を増やすことは、以前から実施したが、陳情書の趣旨で得るために努力が必要である。②船川南小学校の現地調査を実施したが、陳情書の趣旨についても十分検討し、保護者の心情に配慮しながら合意を得るために努力が必要である。

ついてからでないと説明が不能な限り意見を反映させ、十分であるとの意識があります。

質疑 本事業の発案から財源検討までの間に説明できなかったのか。それほど喫緊だったのか伺います。

産業建設

- 総合運動公園多目的広場改修事業について

【市長に対する主な質疑】 委員会・分科会に市長が出席し、事業説明が遅れたことに対する陳謝がありました。

【市長に対する主な質疑】 事業を実施するには、総合計画との整合性、事業の必要性、緊急性等を協議する必要がありますが、事業説明が遅れた理由について伺います。

答 議会に説明が遅れた一番の理由は、本事業の財源である「スポーツ振興くじ助成金」の採択がはつきりしなかつたことから、財源の目処が

の後、保護者等と十分協議し、最大限の配慮をしながら合意形成に努め、保護者等から理解を得た上で予算執行すべきであると概ね意見集約されました。また、教育長からは、船川南小学校児童の安全確保に重点を置き、本計画を提案しましたが、男鹿南中学校保護者の方々への配慮不足や、両校保護者の皆様に対し、計画内容等考え方をお伝えするタイミングが遅かったことに、当該事業について説明しておらず、保護者等に対する周知方法や計画を進めた。

質疑 本事業の発案から財源検討までの間に説明できなかつたのか。それほど喫緊だったのか伺います。

スポーツ大会などは、基本的にどこも誘致するので、一刻も早く誘致できる条件を作りが必要があることから、喫緊の努力によって効果を出せる付金が減るということもあり、財源が重要と考えました。ことで計画し、備蓄関係の交換が重要なことです。

このたびの交流人口が増えるといふことは、お金が回るといふこと、そこで、お金が回るところに雇用が生まれ、そこで人がいざれ住み着くということです。

このたびの交流人口が増えるといふことは、お金が回るといふこと、そこで、お金が回るところに雇用が生まれ、そこで人がいざれ住み着くということです。

修正案・討論

男鹿市議会だより

No.31 24.5.1

議案第33号

平成24年度男鹿市一般会計予算に対する修正案を提出

提案理由

定例会最終日、高野寛志議員他2名の議員から、総合運動公園多目的広場改修事業に係る予算を減額する修正案が提出されました。

この修正案について、高野寛志議員から「本事業については、去る2月17日に産業建設委員会協議会で初めて説明があつただけで、その後、各会派や議会全員協議会などで説明や報告もなく、唐突に今定例会に提案された。3億9480万円という多額の予算を伴う大事業が市議会に対し、全く合意形成の手順を踏まず執行しようとする市当局の手法、手順は明らかに議会軽視で間違いである。

反対討論 畠山富勝議員

今定例会において、最も議論を費やした「総合運動公園多目的広場改修事業」については、議会に対して、確かに提案に至るまでには、市当局の不備もあつたが、スポーツ施設の整備により、市民スポーツの振興、体力・健康づくりを推進することは極めて重要な施策と見える。また、市当局の主張する交流人口の拡大など、本市の活性化を狙う財政負担③利用客の動向と利活用の予測④総合計画及び過疎計画との整合性など、多方面からの検討をする事業で、この度のように拙速かつ生煮えの状態で提案すべきではないと考える。以上のようない理由から、本修正案に反対するものである。

な理由から、本事業に係る予算については、減額修正すべきである」との提案理由の説明がありました。

この後、本修正案と当局から提案された原案について、それぞれ採決した結果、修正案については無記名投票の結果否決され、原案については起立採決の結果可決されました。

賛成討論 吉田直儀議員

反対討論 安田健次郎議員

第一に、本事業の計画性と合計画と過疎計画に計上されていないこと。また、本事業に係る予算は、市当局の原案ができ、提出直前に急遽、産業建設委員会協議会に示され、議会全員協議会等での事前協議はなかつた。こうした唐突はおろか、議会を完全無視した暴挙と言わざるを得ない。

第二に、本事業の必要性は全くない。現に総合運動公園内には、立派な陸上競技場とスタンド、芝生のフィールドがあるほか、男鹿マリンパークにも立派な芝生が管理され多目的広場があり、毎年各種大会が開催されていることから、本事業は必要性がなく緊急性もない。

第三に、市長は、必要性・緊急性の理由として、合宿の誘致や各種大会の開催・招致と主張しているが、宿泊施設のない場所、また、本市では少子高齢化が進む中で、交流人口の増加にはつながるものとは言えない。よつて、本修正案に賛成するものである。

議案第19号 男鹿市介護保険条例の一部改正

会計予算に対する討論

反対討論 安田健次郎議員

第一に、事業計画がまだ定まっていないこと。また、本事業に係る予算は、市当局の原案につけていないにもかかわらず予算が提案され、しかも第5期介護保険事業計画においても、保険料が引き上げられている。審議の中で明らかになつたように、これまでの財政調整基金2000万円と、平成23年度末に予想される黒字額を合わせた約4000万円を保険料軽減のための財源とすれば、引き上げなくても運営できる計算となる。しかも、国法改正といえども、第1号被保險者の負担割合が、1%引き上げられたことが大きいものである。市内の第1号被保險者の方々の所得は、非常に低い層が多く、今でも少ない年金から天引きされ困難な暮らしを強いられている状況である。

第四に、「地域包括ケア」の目玉は、「24時間地域巡回型訪問サービス」だが、これは名ばかりであり、これまでら、ほとんどの利用されていない状況で、介護保険制度の崩壊と非難される問題である。以上申し上げたように、低所得者層には重い負担である保険料の引き上げ、介護認定外し、利用者の不安、サービス低下などの理由により、本2案について是反対するものである。

賛成討論 吉田直儀議員

方々の地域支援事業費が「介護予防日常生活支援総合事業」に取り組むことにより、給付費見込額の3%の上限の中ではサービスが一層制限されると考えられることである。

第三に、法の改定もなく、定の講習等で医療行為ができる仕組みにされることである。このことは、利用者の不安や命にも関わる問題であり、介護保険制度に反するものである。

第三に、市長は、必要性・緊急性の理由として、合宿の誘致や各種大会の開催・招致と主張しているが、宿泊施設のない場所、また、本市では少子高齢化が進む中で、交流人口の増加にはつながるものとは言えない。よつて、本修正案に賛成するものである。

第二に、保険料は引き上げられても、サービス低下が懸念されることである。特に、これまで認定の段階で介護度が引き下され、要支援1及

法第109条の2及び法第110条に規定されている公聴会制度や参考人制度を十分に活用することにより、市民の専門的識見等を聴取し、議会において重要な議案等を審議する際の討議に反映させるよう努めることを定めています。

(議会報告会)

第6条 議会は、市政の課題全般に柔軟に対処するため、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する議会報告会を行うものとする。

2 議会報告会に関することは、別に定める。

【説明】 ○市政の課題全般について、市民と情報や意見の交換を行う場の1つとして、議会報告会を行うことを定めています。議会報告会は、議員個人や会派としての見解を述べる場ではなく、議会全体として、審議の内容や過程等を説明するとともに、市民からの意見等を聴取し、市政に反映させることを目的とします。

第4章 議会と行政の関係

(議員と市長等執行機関の関係)

第7条 議会審議における議員と市長等執行機関及びその職員（以下「市長等」という。）は、次の各号に掲げるところにより、常に健全な緊張関係を保持するものとする。

- (1) 本会議における一般質問は、広く市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするため、一問一答の方式进行うことができる。
- (2) 本会議又は委員会に出席した市長等は、議員から質問を受けたときは、その論点を整理するため、議長又は当該委員会の委員長の許可を得て、当該議員に対し反問することができる。
- (3) 議員は、法律で定める場合及び議会であらかじめ定める場合を除き、執行機関の主宰する会議、諮問委員会等に参加しない。

【説明】 ○議会での審議における議員と市長等執行機関との健全な緊張関係の保持について定めています。

○議員から市長等に対する一般質問は、市政の課題に関する論点や争点を明確にするため、一問一答の方式进行うことができることを定めています。

○法第121条の規定に基づき、議長から出席を求められた市長等は、議長または当該委員会の委員長の許可により質問をした議員に対して、その論点を整理するため、逆質問ができる、いわゆる「反問権」について定めています。

(議会審議における論点情報の形成)

第8条 議会は、提案される重要な政策、施策又は計画等について、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めるとともに、議決責任を担保するため、提案者に対し、次の各号に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策等の提案に至った経緯、理由
- (2) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
- (3) 市民参加の実施の有無とその内容
- (4) 総合計画との整合性
- (5) 政策等の実施に要する経費（将来にわたる負担を含む。）及びその財源等

2 議会は、提案される予算案及び決算の審議に当たっては、前項の規定に準じて、政策説明資料を作成するよう求めるものとする。

【説明】 ○行政が重要な政策を提案する場合5つの条件を示すことを求めています。これは政策の公正、透明性の確保と議会審議での論点の明確化を図ることとしています。

○政策の発生源や将来にわたるコスト計算までを求めてることで、提出される政策の信頼性が高まると考えられます。

○予算、決算の審議においても、重要な政策に準じた説明を行うよう定めています。

(議会の議決事件)

第9条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第2項の規定に基づく議会の議決すべき事件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 男鹿市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める基本構想の策定、変更又は廃止
- (2) 基本計画(前号に規定する基本構想に基づき市政の基本的な事項について作成する計画をいう。)の策定、変更又は廃止
- (3) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2第1項の規定に基づく都市計画に関する基本的な方針の策定、変更又は廃止

【説明】 ○市民生活に大きな影響がある計画等の議決事項について定めています。

男鹿市議会基本条例

男鹿市議会だより

No.31 24.5.1

男鹿市議会基本条例が平成24年4月1に施行されましたので、説明を付した条文を掲載いたします。

男鹿市議会基本条例

議会は、二元代表制のもと、市長とともに男鹿市の代表機関を構成し、市民の信託を受けて活動し、議会は多人数による合議制の機関として、市長は独任制の機関として、それぞれの異なる特性を生かして、市民の意思を市政に的確に反映させながら、男鹿市としての最良の意思決定を導く共通の使命が課せられている。

このため、議会は、市長その他の執行機関とは緊張ある関係を保ちつつ、独立及び対等の立場において意思決定し、市長その他の執行機関の監視及び評価を行うとともに、政策立案及び政策提言を行うものである。

ここに、議会は、地方自治法の範囲内において議会及び議員の活動原則等を定めるとともに、市長その他の執行機関及び市民との関係を明らかにし、市民の信託に全力で応えていくことを決意し、この条例を制定する。

【説明】○議会基本条例の理念を概括的に規定しています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会及び議員の活動原則等を定め、合議制の機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、市民の信託に的確に応え、もって市民福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを目的とする。

【説明】○議員の活動原則と議会の役割を明らかにし、市民福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを目的として規定しています。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 公正性及び透明性を確保するとともに、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民の多様な意見を把握し、政策形成に適切に反映できるよう、市民参加の機会の拡充に努めること。
- (3) 把握した市民の多様な意見をもとに政策提言、政策立案等の強化に努めること。
- (4) 市民本位の立場から、適正な市政運営が行われているかを監視し、評価すること。
- (5) 議会運営は、市民の関心が高まるよう、分かりやすい視点、方法等で行うこと。

【説明】○市民に親しみ、または関心を持たれる議会運営のための5つの原則を規定しています。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員間討議を尊重すること。
- (2) 市政の課題全般について市民の意見を的確に把握するとともに、自己の資質を高める不断の研さんによって、市民全体の奉仕者、代表者としてふさわしい活動をすること。
- (3) 議会の構成員として、一部団体及び地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

【説明】○議会の使命である議員間の自由かつ達な討議での論点、争点の発見及び市民の意見把握と代表としての議員の活動原則を規定しています。

(会派)

第4条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。

3 会派は、議会運営及び政策立案等に関し、必要に応じて会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

【説明】○合議機関である議会において、議員は会派という議員集団を結成して活動できることを定めています。

○会派は、政策を中心に同一の理念を持つ議員によって構成し、活動することを定めています。

○各会派は、議会運営や政策立案等に関して、必要に応じて協議等を行い、会派間での合意形成に努めることを定めています。

第3章 市民と議会の関係

(市民参加及び市民との連携)

第5条 議会は、会議を原則公開とする。

2 議会は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）においては、公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

【説明】○本会議 委員会を原則として公開で行うことを定めています。

○各委員会を運営するにあたって、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第109条、

が的確になされるような情報の提供に努めることを定めています。

第9章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第17条 議員は、市民全体の代表者としての倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正行使することで、市民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

2 政治倫理に関することは、別に条例で定める。

【説明】 ○議員の地位に基づく影響力の不正な行使を防止するものとし、政治倫理基準等に関しては、別に条例で定めることを規定しています。

(議員定数)

第18条 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するものとする。

2 議員定数の基準は、人口、面積、財政力及び市の事業課題並びに類似市の議員定数と比較検討し、決定するものとする。

3 議員定数の条例改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、議員定数の基準等の明確な改正理由を付して、法第109条第7項、第109条の2第5項、第110条第5項又は法第112条第1項の規定に基づき、委員会又は議員から提出するものとする。

【説明】 ○議員の定数は、行財政改革の側面だけではなく、市が抱える課題や市の将来予測、又は人口、面積など類似団体との比較検討結果を踏まえて決められるべきであるとしています。

○定数の改正は、市長の提案権を認めるものの、市民への説明責任を果たすためにも、議員が提案できるものとします。なお、市民からの直接請求については、この限りではありません。

(議員報酬)

第19条 議員報酬の改正に当たって、議員が提案する場合は、市民の客観的な意見を参考にするものとする。

2 議員報酬の条例改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由の説明を付して、法第109条第7項、第109条の2第5項、第110条第5項又は法第112条第1項の規定に基づき、委員会又は議員から提出するものとする。

【説明】 ○市民の客観的な意見の聴取は、参考人制度等を活用します。

○報酬の改正についても、定数の改正と同様、議員が提案できるものとします。

第10章 最高規範性と見直し手続

(最高規範性)

第20条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定してはならない。

2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例の研修を行わなければならない。

【説明】 ○本条例は、男鹿市議会における最高規範であると規定しています。

○議員へ本条例の理念を再認識させるための研修を義務付けています。

(見直し手続)

第21条 議会は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにこの条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。

(1) 一般選挙を経た任期開始後

(2) 議会が必要と認めた場合

2 議会は、前項による検討の結果に基づいて、この条例の改正を含む適切な措置を講じるものとする。

3 議会は、この条例を改正する場合には、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

【説明】 ○一般選挙後、本条例の目的が達成されているか否かの検討を行い、必要に応じ改正することを規定しています。

○改正に当たっては、市民への説明責任を果たすため、改正理由など詳細を説明しなければならないと定めています。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

【説明】 ○この条例の施行期日を定めています。

男鹿市議会基本条例

男鹿市議会だより

No.31 24.5.1

第5章 自由討議の保障

(議会の合意形成)

第10条 議会は、言論の府であって、議長は、市長等に対する会議等への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の自由討議を中心運営するよう努めるものとする。

2 議会は、本会議及び委員会において、議員、委員会及び市長提出議案並びに市民提案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとする。

【説明】 ○議会は、討論の場であるとの原則から、議会の会議へは市長等の出席は最小限にとどめ、議員の自由討議を中心とした議会運営を行うことを定めています。

○議会の会議において審議結果を出す場合は、議員の自由討議により、多様な意見を出し合った上で、議会としての合意形成に努力することを定めています。

○第2項の「市民提案」とは、地方自治法でいう条例の制定・改廃請求などや市民等から提出された請願、陳情です。

第6章 委員会の活動

(委員会の運営)

第11条 委員会の委員長及び副委員長は、市民の要請に応えるため、所管委員会に係る市政の課題に対し、常に問題意識を持って委員会を運営するよう努めなければならない。

2 議会は、正副委員長連絡協議会を設置することができる。

【説明】 ○各委員会の委員長、副委員長は、委員会のメンバーの先頭に立ち、所管する委員会に係る課題に対し、常に問題意識を持ち、議会開会中だけでなく閉会中にも積極的に委員会協議会等を開催するよう努めなければならないことを定めています。

○委員会間をまたいで複雑化、高度化する市政の課題に対応するため、委員会間の調整を図る機関として、正副委員長連絡協議会を設置できることを定めています。

第7章 政務調査費

(政務調査費)

第12条 政務調査費については、男鹿市議会政務調査費の交付に関する条例（平成17年男鹿市条例第198号）に定めるところによる。

2 議員は、政策立案及び調査研究等に資するため、政務調査費の交付を受け、証拠書類を公開すること等により、その使途の透明性を確保するものとする。

【説明】 ○政策立案及び調査研究等に資するために政務調査費の交付を受けるとともに、領収書など証拠書類の公開等により、その使途の透明性を確保することを定めています。

第8章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員研修の充実強化)

第13条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るために、議員研修の充実強化を図る。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、市民各層等との研究会を年1回以上開催するものとする。

【説明】 ○議員研修では、幅広い分野の専門家や様々な層の市民を招き、年1回以上研究会を開催することを規定しています。

(議会事務局の体制整備)

第14条 議長は、議員の政策形成及び立案を補助する組織として、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図るよう努める。

【説明】 ○事務局職員の任命権者である議長は、職員の調査・法務能力を高め、より良い事務局体制を整えるよう努めることを規定しています。

○執行機関から独立した議会事務局体制を目指すものとします。

(議会図書室の利用)

第15条 議会図書室は、議員のみならず、だれもがこれを利用できるものとする。

【説明】 ○だれでもが利用できる、開かれた議会図書室とすることを規定しています。

(議会広報の充実)

第16条 議会は、議案に対する各議員の対応を議会広報で公表する等、情報の提供に努めるものとする。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用して、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

【説明】 ○市民への情報提供について、議会だよりや情報技術の活用など多様な手段を講じて行うと規定しています。

○特に、広報に当たっては各議員の議案に対する対応を市民に公表し、議員の活動に対して市民の評価

陳情

- 小深見川河口の堆積した土砂の採取に関する要望書

● 住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める陳情書

● 子ども・子育て新システムの導入に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書提出を求める陳情書

● 最低賃金の大引き上げと中小零細企業支援の拡充を求める陳情書

● 公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める陳情

● 船川南小学校の耐震補強を求める陳情書

● 住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書

● 公的年金2.5%の引下げに対する意見書

● 最低賃金の大幅引き上げと中小零細企業支援の拡充を求める意見書

● 3件とも可決されたので、市議会の意見として、政府関係機関へ送付しました。

意見書

- 住民の安全・安心を支える
公務・公共サービスの体制
 - ・機能の充実を求める意見書
 - 公的年金2.5%の引下げに反
対する意見書
 - 最低賃金の大幅引き上げと
中小零細企業支援の拡充を
求める意見書
 - 3件とも可決されたので、
市議会の意見として、政府関
係機関へ送付しました。

平成24年6月定例会日程（予定）

月	日	曜日	会議名	主な内容
6	14	木	本会議	市長提出議案上程(提案理由の説明)
	18	月		一般質問
	19	火		一般質問
	20	水		議案質疑、常任委員会付託、予算特別委員会付託
	21	木	予算特別委員会	付託議案の審査・分科会設置
	22	金	常任委員会・分科会	付託議案等の審査・現地調査 (総務委員会・教育厚生委員会・産業建設委員会)
	25	月		予算特別委員会
28			議会運営委員会	各分科会委員長報告、質疑、討論、表決
			本会議	最終日の運営について
		木		各委員長報告(総務・教育厚生・産業建設・予算特別) 質疑、討論、表決

本特別委員会では、新たに議会広報の足がかりとして、平成22年11月15日と16日に議会広報全国コンクール最優秀賞を獲得した、福島県広野町と、中核市議会議長会議会広報最優秀賞を獲得した、福島県いわき市への行政視察を実施しました。

議会だより編集に際しては、市民と議会をつなぐ架け橋として、市民の皆様に対し、議会での審議内容を正確かつ読みやすく、分かりやすさを大切にしながら親しまれる紙面づくりを念頭に編集にあたつてまいりました。議員改選前は、表紙二色刷りと他紙面単色刷りでしたが、これまで本特別委員会で培つた紙面内容と活動努力を継承しつつ、改選後は、同予算で全ページ二色刷りとしたほか、四季のイメージカラーを取り入れ、市民の目にとまりやすい紙面としたものです。また、各定期会の日程（予定）や「議会の豆辞典」を掲載し、議会をよりご理解いただけるよう工夫したもののです。以上が本特別委員会設置における、これまでの活動状況です。

▼ 昨年3月11日に発生した大震災の復興もままならない状況ですが、衆議院の解散合みの中、野田首相の政治生命をかけるとの意気込みで、消費税増税法案を今国会で成立させる決意を表明しています。▼ 耐震強度不足が判明した船川南小をはじめ、市内小中学校への対策は喫緊の課題であり、市当局の速やかな対応を望むものです。4月1日付で新しく任命を受けた方はもとより、全職員の男鹿市民のためのご奮闘を祈る。 (蓬田)

議会基本条例が4月1日に施行されました。市民の皆様から私は私ども議会に対し、専門的または政策的意見等を寄せていただき、議会の討議に反映させるよう努めてまいりましたので、今まで以上のご支援をよろしくお願いいたします。

▼4月に入つても雪が降り敷く日々が続き、寒さ厳しい春先でしたが、秋田にもようやく暖風、季節が到来しました。

議会広報特別委員会中間報告

編集後記